

台風第19号 関連情報
被災者生活再建支援制度について



ターゲット 13.1

令和元年 10月31日
郡山市保健福祉部
保健福祉総務課
担当：鎌田 洋平
TEL：924-3822

【10/31 16:20 送信】

本市において、被災者生活再建支援制度（災害で住宅が被災した世帯に対し、被害の程度や住宅の再建方法に応じて支援金を支給する制度）が開始されました。

1 支給対象者

居住する住宅が「全壊」又は「大規模半壊」のり災証明を受けた方

※以下の両方を満たした場合は、「全壊」とみなされる。（以下、「半壊解体」という。）

- ・住宅が「大規模半壊」若しくは「半壊」のり災証明を受けた方や、敷地に被害が生じた方
- ・そのままにしておく危険、又は修理に多額の経費を要するため、「住宅を解体」した方

2 被災者生活支援金支給額 ※単身世帯への支給額は、下記金額の3/4になる。

区分	基礎支援金 [1] (住宅の被災程度)	加算支援金 [2] (住宅の再建方法)		最大支給額 [1] + [2]
全壊世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円

3 手続き（被災者⇒市⇒（公財）都道府県センター）

り災証明書の発行郵送時に同封する申請書に以下の書類を添えて、郵送又は被災者支援総合窓口へ提出。その後、市から送付した書類を（公財）都道府県センターが審査し、認定後に支給される。

- 【基礎支援金】
- ・被災状況、世帯情報の調査に関する同意書
 - ・預金通帳の写し
 - ・滅失登記簿謄本又は解体証明書（「半壊解体」の場合のみ）
 - ・居住の実態が確認できる書類（り災場所に住民票がない場合のみ）

- 【加算支援金】
- ・契約書等の写し

4 申請期限 【基礎支援金】令和2年（2020年）11月11日

【加算支援金】令和4年（2022年）11月11日